

## 一般財団法人 井内アジア留学生記念財団 給付型奨学金制度第2期生（2020年入学）募集要項

### 1. 採用予定人数

5名程度

### 2. 給付対象者

指定大学で博士課程前期課程もしくは、修士課程で学位を取得するために大学院へ正規生として留学する者。  
なお、重点分野は、ライフサイエンス・日本語教育とする。また、博士課程後期課程で学位取得をするために大学院へ留学する者については、日本語教育の普及及びミャンマーの教育改革の推進に関する分野に限定して別途協議する。

### 3. 応募者の要件:すべての要件を満たす必要あり

- (1) ミャンマー連邦共和国の国籍を持つ者
- (2) ミャンマー連邦共和国と日本の懸け橋になる意思を有する者
- (3) 財団が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者
- (4) 奨学金給付終了後も、同窓生として財団の依頼へ積極的に協力できる者
- (5) 給付開始日における年齢が原則 35 歳未満である者
- (6) 給付内定日以降に新たに来日する者で、給付開始までに、指定大学の入学許可を得ることができる者
- (7) 原則、日本語能力試験（JLPT）の N4 レベル以上を取得している者
- (8) 指定大学での勉学に耐えられる健康状態である者
- (9) 理事会や選考委員会で必要と認める条件を満たす者

### 4. 奨学金の給付内容

以下の（1）と（2）を併せて、奨学金として給付する。

- (1) 毎月奨学金: 1 か月当たり 7 万円～11 万円の範囲内で、申請者の収入等を勘案し理事会で決定。
- (2) 授業料: 入学金、学費、施設使用料などの名目で指定大学に必ず支払う経費を上限とする。  
(ただし、保険料等の諸経費や任意の支払い経費は除く)
- (3) 給付期間: 給付決定日以降で、博士課程前期課程もしくは修士課程の2年次終了まで。

### 5. 指定大学

東京大学、京都大学、岡山大学、早稲田大学、関西学院大学、その他等理事会で認めた大学とする。

### 6. 他奨学金等との併給

他奨学金等との併給は、財団との協議により了承を得た場合に認める。(財団の給付額の調整を検討する)

### 7. 財団への申請書類の提出期日

#### (1) 申請書類の作成及び提出

申込者が、指定大学の推薦書を添付して申請すること。

申込書類は、申込者が財団のヤンゴン事務所へ、指定大学の大学長もしくは、研究科長・指導予定教員の推薦（コピー可）を添付して申請する。また申込書類は、給付の採否等いかなる理由でも返却はしない。

(2) 財団への申請書類の提出期日

指定大学の入学決定に必要な時期で、それぞれの事情に相談に応じる予定であるが、以下を目安とする。

「2020年4月入学希望者の申請期限」2019年12月20日まで（予定）

「2020年9月入学希望者の申請期限」2020年6月20日まで（予定）

8. 選考フロー及び採否の通知

(1) 選考委員会は、申込書類により審査を行い、理事会へ奨学生候補を推薦する。

(2) なお選考委員会は、書類審査の状況に応じて、SKYPE等により面接審査を実施する。

(3) 理事会は、奨学生候補の審査を行い奨学生として内定する。

(4) 結果は電子メールで、指定大学に通知する。

(5) 指定大学は、内定者（申込者）へ結果とともに、奨学金の給付予定日を通知する。

(6) 内定者は、指定大学の入学手続きを行い、学生証（写し）及び誓約書、並びに日本国内の金融機関に開設した預金口座の通帳（写し）を、財団へ提出することで奨学生と決定する。

なお、選考委員の氏名、選考の経過および採否の理由は公表しない。

9. 奨学金の給付方法

奨学金の給付は、奨学金事務取扱要領に則り、指定大学を通じて行います。指定大学より奨学生本人名義の日本国内金融機関の口座に送金することとする。また奨学金は、毎月在籍確認を行ったうえで給付することとする。授業料は、指定大学から直接財団へ請求することとし、各学年分を半期ごとに分けて送金することとする。

10. 奨学金の休止・停止・期間短縮及び減額

財団奨学生として採用された後、次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止・期間短縮及び減額を行うことができる。

(1) 奨学生が休学し、又は2週間以上の長期にわたって欠席・日本を不在したとき。

(2) 奨学生の学業又は性行等状況により、奨学生として適正を欠くと認められるとき。

11. 奨学金の打ち切り

奨学生が、次の各号一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

(1) 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。

(2) 指定大学において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断されるとき。

(3) その他奨学生として不適格な状態となり、資格を失った判断されるとき。

12. 転退学

奨学生が退学又は大学院へ転学した場合は、奨学金の給付を辞退したとみなす。

13. 返納

奨学金の給付後において、10. 11. 12. の各号事由が生じていたこと判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

14. 届出の義務

指定大学は、奨学生に次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、財団に届出なければならない。

(1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。

(2) 休学、復学、転科及び退学したとき。

- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他財団が上記各号等について確認を求めたとき。

#### 15. 学修研究状況の提出

指定大学は、6か月ごとに奨学生からの学修・研究状況に関する報告書（様式任意）と成績証明書の写しを財団へ提出する。また、留学終了から1か月以内に、学位記の写しとともに、学修・研究状況に関する報告書（様式任意）と成績証明書の写しを財団へ提出する。なお、奨学生が学位取得及び専門分野の研究遂行の可能性がないと判断した場合は、速やかに財団へ報告する。

#### 16. その他留意事項

指定大学は、本制度による奨学生に対し、各自において留学等に関する情報収集に努めるよう指導をしてください。加えて、留学中は、安全管理健康管理に努めるよう指導ください。留学中における事故、疾病等に、財団では費用の負担や当地でのサポートは行いません。必ず、保険等に加入するよう指導ください。

#### 17. 個人情報の取扱

提出された個人情報は、財団の奨学生としてホームページ上で公開することをはじめ、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金等の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

#### 18. 申請書類等提出先及び本件照会先

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 ヤンゴン事務所

C/O Mya Japanese Language School

Room No.15 Building No. 290 Yan Aung Street 3 Yankin Township Yangon MYANMAR.

(Near Yankin Center)

Ko Kaung Set Paing (09-263686652)

Ko Htet Wai Aung (09-263686651)

Ko Min Set Paing (09-785156582)

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 事務局

〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町3丁目5番12号

06-4963-8212

E-mail : [iuchi\\_myanmar@iuchizaidan.or.jp](mailto:iuchi_myanmar@iuchizaidan.or.jp)

HP : <https://www.iuchizaidan.or.jp/>



以上